

第3次男女共同参画基本計画

平成22年12月17日

男女共同参画基本計画の変更について

〔 平成 22 年 12 月 17 日 〕
閣 議 決 定

政府は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）
第 13 条第 1 項の規定に基づき、男女共同参画基本計画の全部を
別紙のとおり変更する。

男女共同参画基本計画